

平成 29 年度地域力活用新事業創出支援事業

広報事業に係る企画運営の業務委託先 応募要領

【応募期間】

平成 29 年 4 月 26 日（水）～ 5 月 17 日（水） 12 時必着

【申込書送付先】

日本商工会議所 地域振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1

丸の内二丁目ビル 5 階

※応募書類を発送後、03-3283-7874 に送付した旨ご連絡ください。

平成 29 年 4 月
日本商工会議所

目 次

1. 事業目的・内容.....	1
2. 企画選考に付す事項.....	1
3. 応募要件.....	2
4. 企画選考における審査基準.....	3
5. 選考結果の通知.....	3
6. 契約条件.....	3
7. 企画提案書の提出.....	4
8. 問い合わせ先.....	5

◆様式

(様式1) 応募申請書

(様式2) 暴力団排除に関する誓約書

1. 事業目的・内容

日本商工会議所（以下「事務局」）は、「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」を通じて開発された特産品や観光商品の商機の獲得をはじめ、採択されたプロジェクトに対する総合的な支援（総称：feel NIPPON）を展開しており、その一環として、商工会議所間の情報共有、バイヤーとのマッチングのための情報発信などを通じた販路開拓支援を行う。主な事業内容は、ホームページによる各プロジェクトの紹介、バイヤー向けの商品カタログや商談シートの作成、関連する指導およびバイヤーとのマッチング支援等。

2. 企画選考に付す事項

(1) 契約の名称

平成 29 年度地域力活用新事業創出支援事業「広報事業」

(2) 業務の内容

①ホームページの更新・運営

ホームページ「feel NIPPON」サイトの更新・運営を通じて、以下の情報発信などを行う。

- ・今年度の個々のプロジェクトごとのページを作成し、事業の認知度の向上を図る。
- ・事務局が行う側面支援事業に関する特集ページ等を作成し、共同展示商談会等への参加商工会議所の呼びかけや、バイヤーへの周知などを通じて、本事業によって開発された関連商品等の商談機会の創出につなげる。
- ・作成するホームページは以下の要件を満たすことが条件となる。
 - (a) 検索性の向上
 - (b) 最新のプロジェクトに関する記事の更新
 - (c) 各プロジェクトにおける情報の適宜更新
 - (d) その他、必要な機能等の提案とその実装
- ・その他、本事業実施に必要な業務を行う。

※ホームページを掲載するサーバーのプラットフォームについては、下記にお問い合わせください。

日本商工会議所 情報化推進部

電話：03-6402-6144 メール：joho@jcci.or.jp

※参考：「feel NIPPON」公式ホームページ

<http://feelnippon.jcci.or.jp/>

②成果報告書の作成

- ・今年度実施するすべてのプロジェクトごとの取り組みや成果等をまとめた報告書を作成する（1プロジェクトにつき、半ページ程度を想定）。
- ・上記に関する報告書の電子データおよび製本（600部・全ページカラー印刷）を納品する。
- ・その他、本事業実施に必要な業務を行う。

※参考：平成 28 年度の成果報告書

http://feelnippon.jcci.or.jp/materials/pdf/H28_seika.pdf

③商談シートの作成とバイヤーへの訴求

1) 商品データの取りまとめとアップデート

- ・平成18～28年度に本事業で開発された全商品（特産品、観光商品約1,000点）について、昨年度作成した商談シートデータをもとに、商品データの更新を行う。

2) 専門家によるリーガルチェックおよびコンサルティング

- ・商品データ取りまとめの際のリーガルチェック（JAS法・食品衛生法・旅行業法等）をはじめ、商品を流通にのせるために必要な情報を掲載した商談シートの作成とそのアドバイスを行う。

3) Web 素材化

- ・取りまとめた商品データおよび商談シートを、「feel NIPPON」のホームページに格納するためのデータを作成する。

※データを格納するサーバーのプラットフォームについては別添を参照すること。

4) カタログ製作

- ・取りまとめた商品データを、バイヤーが見やすい構成になるように心掛け、商品カタログを作成する（商品写真の撮影を含む）。作成したカタログは、それぞれの対象となるバイヤー等に送付し、マッチングを促進する。あわせて、当該プロジェクトに関連する商工会議所宛に送付する。

5) ヒアリング調査

- ・商品カタログ送付、ならびにホームページへの掲載後、バイヤーに対し、商談シートの活用状況や商品等に対する反応についてヒアリングする。

6) その他

- ・その他、本事業実施に必要な業務を行う。

④その他本事業に必要な業務の実施

- ・BtoB（販路開拓等）を主目的とした、広報事業を実施する。
- ・事業結果を定量的に把握するための調査を実施する。
- ・feel NIPPON ブランドの周知によるバイヤーへの訴求力向上

3. 応募要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件を備えている必要があります。必要条件を満たさない企画書は無効とします。

また、同一の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）の交付を重ねて受けることはできません。

- (1) 日本に拠点を有していること
- (2) 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を事務局との間で直接締結等できる団体であること
- (3) 地域のおかれている現状、本事業の趣旨をよく理解していること
- (4) 当該業務委託に関する事業目標の達成、計画の遂行および事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備および施設を有していること
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、設備等について十分な管理能力を有していること

- (6) 事務局が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること
- (7) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと
- (8) 事務局から提示された委託契約書に合意すること
- (9) 次の①から④のいずれにも該当しない者であること

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4. 企画選考における審査基準

採択にあたっては、書類審査により、以下の基準にもとづいて総合的な評価を行います。応募書類受付後、必要に応じて事業企画のプレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する場合があります。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合があります。

- (1) 企画提案書の内容が次の各号に適合しているか。
 - ①事業の内容が事務局の意図と合致していること
 - ②事業の方法、内容等が優れていること
 - ③事業の経済性が優れていること
 - ④事業の手法およびスケジュールが明確に示されていること
- (2) 提案者に当該委託事業を行う体制が整っているか。
- (3) 提案者の経営基盤が確立しているかどうか。
- (4) 委託事業管理上、事務局の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているかどうか。

5. 選考結果の通知

選考結果は、企画提案書の提出者宛に書面にて通知します。

6. 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 採択件数

1件とする。

(3) 予算規模

2,200万円（消費税込）程度を予定。

(4) 実施期間

契約締結日から最長で平成30年3月16日（金）までとする。

(5) 納入物

以下の項目について、書面および電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R等）で納入すること

①実績報告書

広報等実施した事業内容、メディア露出等を記載した実績報告書を納入すること

②制作物等

カタログ、冊子等の制作物、メディア露出等を記載した実績報告書を納入すること

③その他

本事業での成果物を納入すること

(6) 費用の支払い

事業に要した経費は、原則として、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。なお、予算執行上、全ての支出には領収書等の証明書が必要です。さらに、支出額、支出内容が適切であるかどうかを厳格に審査いたします。これを満たさない場合は、当該委託費の支払いができない場合があります。

(7) 立案上の留意点

企画の立案にあたっては、本事業の趣旨を理解したうえで、「(2) 事業の内容」について、具体的な企画内容、効果、効果測定方法などを明示してください。また、見積書（明細含む）は、事業の項目毎に予算額等を積算してください。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類等

①以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「広報事業に係る企画運営 申請書」と記載してください。

- ・(様式1) 応募申請書
- ・(様式2) 暴力団排除に関する誓約書
- ・法人組織概要（パンフレット等）
- ・業務実績および担当者（主たる者）の実績
- ・業務実施体制
- ・企画提案書〔6部（正1部、写5部）〕
 - 様式は任意
 - サイズはA4判、左綴じ
 - 採択した際、企画提案書を電子媒体〔ファイル形式(word、pdf等)は任意〕で提出していただく場合があります

- ・見積書（企画提案書内に記載可）
 - ・提案者となる企業の過去3年分の財務諸表（1部）
- ②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③応募書類等の作成費・郵送費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の実施するうえでの基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ明示してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ⑤1申請者につき、1つの提案としてください。
- ⑥部分提案は禁止します。また、提出後の変更は認めません。

(2) 応募書類の提出期限

平成29年5月17日（水）12：00必着

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、郵送または宅配便等により以下に提出してください。

提出先：〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル5階
日本商工会議所 地域振興部 宛

※FAXおよび電子メールによる提出は受付しません。

※応募書類を発送後、03-3283-7874 に送付した旨ご連絡ください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本応募要領をよく読み、書類を作成してください。

8. 問い合わせ先

日本商工会議所 地域振興部（担当：堀内、志田、関口）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル5階

TEL：03-3283-7874 FAX：03-3211-4859 E-mail：z-tenkai@jcci.or.jp

受付時間 9:30～12:00 13:00～17:30（土日・祝祭日を除く）

※E-mail でのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「広報事業に係る企画運営について」としてください。他の件名（題名）では、お問い合わせに回答出来ない場合があります。